

令和6年第4回砂川市議会定例会

令和6年12月12日（木曜日）第4号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 監査報告
報告第 3号 例月出納検査報告
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 伊藤 俊喜 君
- 日程第 2 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 監査報告
報告第 3号 例月出納検査報告

閉会宣告

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君
議員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美 喜 子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢
経済部長	野 田 勉
経済部審議監	畠 山 秀 樹
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	為 国 泰 朗
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	三 橋 真 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広
事 務 局 係 長	佐 々 木 健 児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づいて一般質問を進めてまいります。

今回は大きく2点お伺いします。まず、大きな1点目、公共施設における分煙環境の整備についてであります。来春にオープン予定の砂川市まちなか交流施設「すないる」に分煙施設の設置に向けて運営協議会で話し合いが行われていると聞いております。現在砂川市内における公共施設には分煙施設がなく、これができるとなると唯一となります。また、今年4月には総務省から地方たばこ税を活用した屋外分煙施設等の整備を奨励する通知が発出されています。分煙施設を求める声は、喫煙しない市民からも寄せられています。望まない受動喫煙をなくしていくために今後は公共施設における分煙環境の整備方針を策定するなどして計画的に推進するべきと考えますが、市の考え方についてお伺いします。

続いて、大きな2点目、「消滅可能性自治体」からの脱却であります。今年4月に民間の有識者グループ、人口戦略会議は、全国の4割に当たる744自治体で2050年までに20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある」とした分析結果を公表しました。この中では砂川市は消滅可能性自治体に該当されました。10年前にも同様の公表がありましたが、その際も消滅可能性自治体に該当となっています。今回の結果をどう受け止めているのか、そして今後の施策の方向性について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 大きく2点についてご質問がございましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、公共施設における分煙環境の整備についてご答弁申し上げます。国の受動喫煙対策につきましては、望まない受動喫煙の防止を図る観点から平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等の第1種施設については令和元年7月1日から原則敷地内禁煙、その他多数の者が利用する飲食店、事業所等の第2種施設については令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務づけられ、当該施設管理者が講ずべき措置等を定めるとともに、違反者への罰則規定

も設けられたところであります。

砂川市の受動喫煙対策につきましては、平成29年4月に施行した砂川市がん対策推進条例において市として受動喫煙の防止対策の推進に努めることを明記するとともに、市立病院や小中学校、ふれあいセンター、保育所などの敷地内禁煙を早くから実施するなど国に先行する形で市独自の対策を講じてきたほか、健康増進法の一部改正を受けて第1種施設である市役所はもちろん、第2種施設である公民館、図書館、各体育施設等、その他の市の施設においても全てを敷地内禁煙とし、国の求める対応を上回る形での受動喫煙対策を推し進めてきたところであり、このような市としての取組の方向性は今後も変わることはないものと認識しております。

本年4月に総務省自治税務局長より、各種の税務担当等へ発出された地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についての通知において、計画的に分煙施設整備を進めるため、地域の実情に応じ、区域内で必要と考えられる整備場所、箇所数及び施設の形態などの具体的な内容を含む整備方針を定めることが有益であるとされていることは承知しておりますが、総務部が所管しております市役所庁舎についてはこれまでの市の取組姿勢を踏まえ、現時点においては敷地内に分煙施設を設けることは想定していないところであります。また、その他の公共施設における分煙環境の整備方針の策定につきましては、受動喫煙対策を所管する部署を中心に各施設を所管する関係部署による協議の下、その必要性等が検討されるべきものと考えているところであります。

次に、大きな2、消滅可能性自治体からの脱却についてご答弁申し上げます。消滅可能性自治体とは、平成26年に日本創成会議が国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口を基に独自に推計を行い、20歳から39歳の若年女性人口が2010年から2040年までの30年間で50%以上減少する地域では若年女性人口が70年後には2割、100年後には1割程度にまで減り、最終的に消滅する可能性が高くなるのではないかと推測し、その地域を消滅可能性自治体として公表したものであります。また、報告書では地域の人口減少への政策と対応が急務であることが提言され、まち・ひと・しごと創生法の成立へと進むきっかけの一つとなったほか、本市については若年女性人口が50.7%減少するとの分析結果から消滅可能性自治体とされたところであります。本年4月に公表された報告書では、平成26年の分析を踏襲し、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体とし、本市については若年女性人口が56.2%減少するとの分析結果から前回同様に消滅可能性自治体とされ、その中でも死亡者数が出生者数を上回る自然減への対策が必要であり、なおかつ転出者数が転入者数を上回る社会減への対策が極めて必要である自治体として分類されているところでございます。

ご質問の今回の結果をどう受け止めているのかにつきましては、若年女性人口の減少率を

もって画一的に消滅の可能性があることと分析されていることに疑問の余地はあるものの、本市の人口が自然減と社会減の双方の原因により減少していることは事実であり、人口減少の要因を分析し、効果的な対策を講じていく必要があるものと考えております。また、今後の施策の方向性につきましては、これまでも安心して子供を産み育てられる環境を整備し、子育てをするなら砂川とさせていただけるよう子育て支援に取り組んでいるところであり、砂川市第7期総合計画を柱とし、ずっと住み続けたい、これから住みたい、帰ってきたいと思えるような愛着を持てるまちづくりを進めているところであります。人口減少対策として消滅可能性自治体から脱却することも必要だと考えますが、それ以上にできるだけ人口減少カーブを緩やかにするための各種施策を講じるとともに、人口が減少していく過程においても見守りや支え合いなどの地域コミュニティ活動、公共交通、福祉及び介護サービスの提供体制、医療体制、教育環境などの維持、向上を図りながら老朽化の進行するインフラに対する整備や市内で頑張る企業の応援、さらには新たなにぎわいの創出が重要でありますので、引き続き持続可能で安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。それでは、再質問を進めてまいります。

まず初めに、大きな1の公共施設における分煙環境の整備についてであります。このたびはこの問題、分煙の問題というのは古くて新しい問題と捉えています。自分も、恥ずかしながらですけれども、6回も7回も吸ったりやめたりと繰り返していますので、吸う側の気持ち、吸わない側の気持ち、どちらの言い分もよく分かります。吸わない人にとってはとても臭いに敏感であります。例えば喫煙者が路上で喫煙をしていて、遠く離れたところで吸っていても風の流れて一瞬ふわっとちょっとした臭いを感じただけでもすごく不快に感じる場合があります。かつての時代とは違い、どこでもたばこを吸えるような環境にはならなくなったとはいえ、以前よりも改善されたとは言えますが、国内でたばこの販売が禁止されるという強烈なものがない限り、吸う人と吸わない人の理解や溝というものは埋まっていけないのかなと、永遠の課題でないのかなと思います。吸う人にとってみればたばこにまつわる問題というのはどの角度から質問したとしてもなかなか耳の痛い質問だとは思いますが、この先望まない受動喫煙をなくしていく、そして住みよい環境を整えていくというために今回あえて一般質問をしてみたいと思いました。

それでは、まず初めに砂川市が所管する公共施設における敷地内禁煙及び屋内禁煙など、分類別の数についてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 先ほど1回目の答弁でも触れさせていただいておりますけれども、市の所管する主立った施設を健康増進法上の体系、種別ごとに区分をさせていただきますと、子供や患者などに特に配慮すべき施設として位置づけられております第1種施設

として学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等が該当となりますが、本市であれば市役所、市立病院、小中学校、ふれあいセンター、各保育園、保育所、子ども通園センター、子育て支援センター等が主な該当施設となるものであります。これらの施設につきましては、屋外に受動喫煙防止対策が取られた喫煙所の設置は可能ということになっておりますけれども、原則敷地内禁煙となっているものであります。

次に、多数の者が利用する施設のうち第1種施設以外の施設として位置づけられております第2種施設としては、一般企業の事務所であったり、ホテル、旅館、体育館、文化施設等が該当となります。本市であれば公民館、図書館、総合体育館、海洋センター、学校給食センターなどが主な該当施設となっております。これらの施設につきましては、喫煙専用室などの設置は可能でありますけれども、原則屋内禁煙ということになっております。

なお、1回目の答弁でも触れさせていただきましたが、市で所管する建物のある施設につきましては第1種、第2種施設を問わず全てを敷地内禁煙としているところでありまして、国の求める対応を上回る形での受動喫煙対策に取り組んで、皆様にご協力をいただいているというのが現状でございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 受動喫煙防止対策としての分類別としては2つあって、第1種施設と第2種施設があって、砂川市内の公共施設においては国を上回る。第2種であっても厳しく敷地内、屋内についても禁止をしているということが分かりました。

次の質問ですが、市役所周辺には病院ですとか、ふれあいセンターや公民館、図書館といった公共施設がありますが、市の職員だけではなく来庁者や来館者などもたくさんいます。喫煙者の数は減少傾向にあるとはいえ、まだまだたくさんいらっしゃいます。公共施設に関わって路上喫煙などで市民からのクレームがこの周辺で過去にあったのかどうかについてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市役所周辺につきましては、公共施設が数多くありますし、全てが敷地内禁煙になっているという状況でございます。市役所の職員あるいは周辺の公共施設で勤めている職員の中には以前調査した際には2割弱ぐらいの喫煙率だったと記憶しておりますけれども、随分と昔から見れば喫煙される方は減ってきているという状況の中で、敷地内禁煙という状況下で喫煙をするということは勤務時間中敷地外であったとしても実質難しい、なかなかできないという点については職員には協力をお願いしているところでもあります。私も喫煙はしますが、勤務時間中については一切喫煙をしないというようなことで決めておりますので、そういった職員が数多くいるのではないかと考えているところでもあります。このことから、喫煙者につきましては喫煙できる時間という部分では出勤前やお昼休みなど、あるいは勤務時間後に限られるものと思っておりますけれども、それぞれどこで喫煙をしているかという部分につきましては、私自身は周辺

を見回りしているわけでもございませんし、外勤する機会が多いわけではないので、直接目撃をするという場面というのは実はほとんどございません。

ただし、過去の市民の皆さんからは、旧福祉センター周辺であったり、あるいは分庁舎周辺といったところで市の関係者が喫煙をしているというようなご指摘を受けたこともございますので、実際のところはそのような場所で喫煙をする市の関係者がいるのではないかと認識をしております。直近の市民の皆様からのご指摘という部分であれば、昨年8月になるのですけれども、今は解体をしておりますけれども、旧福祉センターの敷地内で複数の市の関係者が喫煙をしているという情報提供があったもので、既に空き建物となっているということで施設管理者がいないと、さらに周辺に灯油タンクがあるなど危険が想定されるという状況の中で控えたほうがいいのではないかとのご指摘を受けまして、すぐさまこちらにつきましては全職員に対し喫煙をしないよう周知徹底を図ったという事例はございます。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。状況についてよく分かりました。

冒頭質問しましたが、総務省から地方たばこ税を活用した屋外分煙施設等の整備を推奨する通知が出されています。砂川市におけるたばこ税の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 税金に関しては市民部の所管になりますので、質問内容を変えていただけますでしょうか。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 では、砂川市におけるたばこ税がどれぐらい国から交付されているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市たばこ税の決算額ということでお伝えをしたいと思いますけれども、令和5年度の市たばこ税決算額につきましては1億……

○議長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 国から市たばこ税が交付されているかということに関しましては、国から交付されるというものではないということで交付されているものはないということで、市たばこ税につきましては直接市町村で販売をする卸売業者等から納められるものということになっております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 数字については所管に関わる質問だということでお答えができないということなのですけれども、最後の質問になります。

屋外に喫煙所があった場合には喫煙者にとってはとてもありがたいオアシスみたいなものでありまして、喫煙しない人にとっては迷惑施設以外の何ものでもないということになります。しかしながら、役所の職員の方ですとか病院の職員の方々ですとかの喫煙者につきましては、さまよいながら雪の中でも雨の中でも大変に苦勞しながら肩身の狭い思いをしながら、たばこ税を払いながら喫煙をされています。例えばこの先きちんとルールを守りながらたばこを吸う人と吸わない人が共存していくために、さらには路上喫煙を避けるためにも景観上の観点からも砂川市では分煙施設についてたばこ税を活用しながら整備するというのはいかがなものなのかということ、先ほど総務省からたばこ税を活用した屋外分煙施設等の整備を推奨する通知が出ているという話もさせていただきましたが、砂川市が入ってくる税収を活用しながら分煙施設を造るなど今後計画的に進めるのが望ましいのではないのかなと考えますが、今後についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市たばこ税の部分でいきますと、こちらにつきましては目的税ではございませんので、一般財源に充てられるということで、その用途を自由に市が決めてもいいという財源になりますので、そういった意味ではたばこ税を分煙環境の整備に充てるといったことは可能だとは思っております。また、今ほどお話があった本年4月の総務省自治税務局長からの通知、こちらにつきましては健康増進法による規制が配慮義務にとどめられている屋外や路上での喫煙が増えるというようなことで受動喫煙の増加や吸い殻の廃棄による環境悪化というのが懸念される状況もあるというようなことでなされている通知でありまして、それにつきましては市たばこ税を活用した中でこれらを防止するために、駅前であったり商店街、公園などの場所において市町村だけでなく民間事業所が講じるものも含めて分煙施設の整備を進めていくことが有効であるというような通知の中身になっています。市町村にとりまして貴重な一般財源でありますので、こういった財源を活用して地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資するということで、例でいえば札幌の大通公園とかで喫煙所のニュースがございましたけれども、こういった人がにぎわう場所、市街地や駅前、公園での分煙対策を強くイメージしたものであるということで認識をしております。

市役所敷地内も含めてですけれども、基本的には今は健康増進法の趣旨を尊重するような形で敷地内禁煙といった形についてはこれからも守っていかなければならないとは考えておりますけれども、市役所をはじめとした公共施設で勤務する職員、そして様々な施設に来庁、来館される方の中には当然喫煙する方が一定数いらっしゃいます。こうした方々が一定数いらっしゃるという状態で敷地内禁煙を実施していくということは、敷地内での受動喫煙をなくすというメリットがある一方で、今お話があったとおり、路上喫煙やポイ

捨ての増加が懸念されるといった側面もございますので、市役所をはじめ公共施設につきましても多くの方が利用することも踏まえまして、分煙環境の整備あるいは方針といったものにつきましても受動喫煙防止対策を所管する部署を中心に、私ども総務部も含めて施設を所管する各部署が連携してそれぞれの施設における対応の整合性といったものも図りながら受動喫煙防止への取組と喫煙マナーの徹底に努めていく、また施策について検討していきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 分かりました。今後とも現在検討されているまちなか交流施設すなわちを皮切りに公共施設のみならず、主立った公園なども対象となっておりますので、分煙施設の可能性について検討をしていただきたいと思います。1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、大きな2点目、消滅可能性自治体からの脱却について再質問を進めてまいります。この消滅可能性自治体の分析がニュースになったのは今年の4月であります。新聞をはじめ報道各社、それぞれ大きな扱いになったということは記憶に新しいと思います。その中で、やはり地元の砂川市が消滅可能性自治体に該当されていたということは私自身もショックでした。そして、市民の皆さんからも砂川市は大丈夫なのかというお声もたくさんいただきました。この消滅可能性自治体という言葉の持つ響き、これが衝撃的なものがあると思います。ある意味そういうレッテルを貼るというようなことについては少し怒りに近いようなものがあります。

この分析をまとめた人口戦略会議の示す消滅可能性自治体は、先ほどちょっと話がありましたけれども、20歳から39歳までの女性の減少ということが大きな計算の根拠になっています。具体的には2020年から、先ほどありましたけれども、2050年までの30年間で20歳から39歳までの女性が50%以上減少する自治体のことを指しています。今回砂川市は56.2%の減少ということで50%を上回っているのです。消滅可能性自治体となっております。例えば隣の滝川市は49.6%で50%を0.4ポイント切っておりますので、消滅可能性自治体ではないという、そのレッテルを貼られないというようなことになっていきます。ちょっとした数値の差で評価が分かれるのは少し乱暴ではないのかなというような印象も持っております。ただ、それくらい厳しい状況に向かっていくのだということ認識をなさいよというような、手を打たなかったらそうなりますよ、危機感を持ってくださいというようなメッセージ性がこの消滅可能性自治体というフレーズに込められているのではないかなと思っております。

そこでなのですが、前回10年前の2014年でも同様の分析がされており、中空知を見ますと10の自治体全てが消滅可能性自治体になっております。しかし、今回の発表では、先ほどの滝川市のほか、新十津川町、浦臼町の3自治体が消滅可能性自治体からの脱却と、外れているということになります。この10年で3自治体はどのような政策を講じ

たのか、特徴的な点について教えていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今お話のありました中空知管内10市町のうち3市町についてでありますけれども、滝川市は今お話があったとおり20歳から39歳の若年女性人口の減少率が今回の発表では49.6%、前回は60.0%と、新十津川町につきましては48.6%、前回は58.0%、浦臼町は45.2%、前回は68.8%ということであり、50%以上減少する自治体、いわゆる消滅可能性自治体から今回の発表、公表では脱却するといった形になっております。この間本市の担当者が各市町の担当者と情報交換をさせていただいておりますけれども、3市町とも脱却に至った要因の分析はしていないということでした。ただ、特徴的な要因ということですが、3市町ともあえて言えば自然減はなかなか避けられないという状況の中で社会増減がマイナスにならないよう力を入れて、今継続している子育て施策、新十津川町さんについてはこれにプラスして移住、定住施策、住宅支援といったものも含めましてそれらの積み重ねの効果が少しずつ現れてきているのが要因の一つなのではないかと感じているというお話がありましたけれども、こちらについてはどこの自治体においても同様の施策といったものを講じているという部分もございますので、そういったものでは特に特徴的と言えるほどの中身ではないのかなとも思いますけれども、いずれにしましても他市の状況を比べますと似たような制度というのは確かにありますし、特別メニューとして他市町で行っていない施策を講じているといった例もそんなに多いわけではないと思っています。ただ、施策ごとにその助成額であったり対象者であったりといったところについてはそれぞれ幅を持たせた制度設計がされておりますので、そういったところで若年女性の方々にアピールできている点がもしかするとあるのかなとは感じております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 この消滅可能性自治体から外れる、脱却するために20歳から39歳の女性を増やしていくという必要が、この分析でいけば必要になってくるとなります。そこで、実際に砂川は離れていっている人も結構いますので、砂川から離れていった人たちの意見というのが参考になるのではないのかなと思います。砂川市では若い人たちがどのような都市に流出しているのか、またその理由や若い人たちの願いみたいなものについて、恐らく政策調整課でまとめているのではないのかなと思いますが、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 若年女性が砂川市から転出をしている、流出をしている理由やその方々の希望を把握しているかというようなご質問だと思いますけれども、国の住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別の詳細分析表といったものがございまして、本市における令和5年中の若年女性の転出傾向といたしましては、札幌市への転出が73人と

圧倒的に多く、空知管内への転出は全体で43人、そのうち19人が滝川市、6人が岩見沢市となっております。また、8人が東京都へ転出していることから都市部への流出が目立っているというのが現状でございます。この点につきましては、全国的に消滅可能性自治体が生まれる背景といたしまして若者の都市部への流出と少子高齢化の進行が2大要素と言われておりますので、砂川市においても同様の傾向であると考えております。

若年女性が都市部に転出する理由というところでありますけれども、若年女性に特化したものではありませんけれども、本市におきましては令和4年度及び令和5年度末から令和6年度当初にかけて転入者、転出者に対するアンケート調査といったものも実施し、ご協力をいただいております。その中で、やはり転出理由として多いのは就職、転職であります。特に20代の方につきましては、都会で働きたいという思いや働き口の多さといったものから、就職をきっかけとして都市部へ転出しているケースが多くなっております。また、転出先は、都市部に限ったものではないのですが、結婚を契機に他市町村に転出をするという方も一定数いらっしゃいます。このほか転出理由として転勤という理由もあるのですけれども、こちらにつきましては人事異動等に伴う移動で転出者、転入者の人数が均衡しているものと想定されますので、それほど人口減への影響はないものとも考えております。

女性の意見の把握という点では、総合計画策定時など市民アンケートや市民意見の募集、市民懇談会において意見聴取等は行っておりますけれども、女性に限定した実施といったものはしていないのが現状でございます。先ほどの転出者に対するアンケートでは、砂川市での暮らしで不満だった点などについてもお聞きをしております。買物が不便であるとか、車のない方にとっては交通の便がなかなかよくない、あるいは住宅の条件として家賃が高い、働き口、娯楽施設、ファストフード店が少ないなどの意見が寄せられたというところであります。このような部分については、看護専門学校生とはここ3年間まちづくり懇談会を実施してまちづくりに対するご意見もいただいておりますし、あるいは子育てをするお母さん方とも市長が膝を突き合わせて、まちづくり懇談会ということでいろいろな意見をいただいているということで、こういったご意見の中にもこれから若年の女性が転出、流出を防ぐといった施策につながるヒントがあるのではないかと考えておりますので、そういったことを参考に、また新たな施策についてもしっかりと知恵を出してこれから検討を加えていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 砂川で生まれ育った子供たちが将来また砂川で働き、住み続けてもらうためにどうすべきかというために、カムバックサーモンではないのですけれども、進学で都市部に行った子供たちが多くを学んで、また力をつけて砂川に戻ってくる、また戻ってきたいと思わせるような施策の視点があってもいいのではないのかなと思っています。例えば砂川出身の大学生や専門学生が卒業後に砂川市に戻ってくると学費の奨学金を免除

するような制度、補助するような制度、あるいは一度都市部で就職をして、Uターンをしてまた砂川市で就職するという若者に支援をする制度ですとか、また同じく一度都市に出かけて、再び砂川市に戻ってきて会社を起こして起業しようとする若者を支援するような制度、こういった地元に戻ってこられる可能性がある若者をサポートしていくという複合的な支援が必要ではないのかなと考えますが、こういった支援や施策を取り入れていく考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今ご指摘をいただいたとおり、砂川市においても平成8年には転入超過といったことがあったのですが、それを最後に転出超過が続いているということで毎年100人程度の社会減が続いております。年齢階級別にいきますと、先ほども若干触れましたけれども、高等学校卒業後の就職や進学、大学卒業後の就職に伴う転出に対しまして、UIJターン、就職等に伴う転入が減少傾向にあるということでございます。そのような中でそういった方々を対象とした施策はないかというようなことで、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業後に地元の事業所等に就職した方に奨学金の返済の一部を助成するような、こういった返還支援型の制度であったり、あるいは一定の職種を目指すために市が大学等に進学する際に奨学金を貸し付けまして、資格を取得後に地元の資格を生かせる事業所等に就職した方を対象に貸し付けていた奨学金の返済を免除するといった返還免除型の制度を導入しているという自治体もございます。空知管内においても夕張や深川、芦別、栗山、こういったところで返還支援型の制度といったものが設立されておりますし、また北竜町では返還免除型といった制度も実施されているということでもあります。こういった取り組んでいる自治体における実績や効果であったり課題等についても調査をした中で、若者の定住促進策として、また一度進学等で転出した方々に地元でUターンしてきてもらうためにどのような施策が効果的なのかというような部分につきましては、全体の移住、定住促進策を検討する中でそういった視点も持って、より効果的なものというようなことでこれから検討を加えていきたいなと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 人口減少の克服をテーマに策定する次期の計画、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですけれども、これは令和7年度に策定して、来年度、8年度からスタートするとお伺いしております。今後どのように進めていくのか、現段階での基本的な考え方、また人口減少に向かってどのような新たな施策を盛り込んでいくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 第3期の砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、今議員さんのお話のあったとおり、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として来年度、令和7年度から策定を開始する予定となっております。策定に当たり

ましては、基本的な考え方としまして第1期及び第2期の総合戦略の考え方も踏まえた上で、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す国のデジタル田園都市国家構想総合戦略といったものを取り入れた構想とする予定となっております。国のデジタル田園都市国家構想総合戦略における4つの施策の方向性であります「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」、こういった4点並びにデジタル実装の基礎条件整備としてデジタル基盤の整備であったり、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残さないための取組といった部分との整合性を図りながら策定を進めていくということになります。

第3期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口対策といたしましては、引き続き子育てするなら砂川と思ってもらえるよう、生まれる前から子育て期まで切れ目なく総合的に子育て支援を実施するとともに、ずっと住みたい、これから住みたい、帰ってきたいというような安全、安心で快適なまちづくりの推進に向けて若年層の地域からの流出を少しでも防げるよう既存の施策のみならず、今は具体的に来年からの策定になりますので、こういった施策を新たに取り入れますといったお話はなかなかできませんけれども、子育て支援策の推進、地域活性化、雇用の創出など、本市の魅力を感じてもらえる施策を展開できるよう、こちらについても全庁的に知恵を出し合ひまして人口減少抑制と本市の魅力アップに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 次の再質問です。

今人口問題というのは東京一極集中、札幌一極集中となっております、これはもはや地方というよりも国レベルの課題であるのかなと考えております。この課題を一地方に解決しろと求めるのもまた酷な話でありまして、また即効性のある解決策というのはなかなか見つけにくい、見つけられないものだとも思います。ただ、人口問題の最終的な根っこの部分というのは各市町村が各個別の施策で成果を問われるということになっておりまして、市町村の知恵比べというものが続いています。そういった意味で、私は飯澤市長が進める「子育てをするなら砂川」で行っている各施策については正しい方向性なのかなと思っています。昨年から取組を始めたばかりですが、これを契機にこれが呼び水になって目に見えた形で転入してくるというのは少し時間がかかるかもしれませんが、将来予測される人口減少のカーブが緩やかになってくるものだと期待をしております。最後に、消滅可能性自治体からの脱却に向けて全体を通した飯澤市長の考え、今後の方向性についてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいまご質問のありました消滅可能性自治体からの脱却についての考え方ということでもありますけれども、今ほど質問の中でいろいろやり取りがございまして、当市も当然のことながらというか、自然減、そして社会減の中から人口

も減少傾向にございます。取組として、私も市長にならせていただいてから、「子育てするなら砂川」ということでキャッチフレーズのように、少子化に歯止めをかけるべく施策を講じてきたところでございます。自然減、人口減少の最たるものが子供の減少が第一だと考えてございます。先ほど伊藤議員もご指摘ありましたように、1つの自治体が、それぞれがやるということではなくて、国が責任を持ってもっと早くに手をつけて子供の減少については歯止めをかけていくべきだったとは思いますが。しかしながら、それを国の動きだけを見ながら指をくわえて見ているということにもなりませんので、私たちのまち、この砂川でもできることからまずは手をつけていきたいと思いますということで進めさせていただいております。

子育て支援策をいろいろ講じさせていただきました。医療費の無償化も拡大いたしましたし、給食費の無償化、それから本当に子育てしやすいような環境というところでもやらせていただいております。せんだって子育て支援センターのお母さんたちともお話をさせていただいた機会がございましたけれども、砂川の施策が充実しているから砂川に住むことを決めたと言ってくれたお母さんもいらっしゃいました。そういったことからすれば、やってきたことは間違っていないのかなとも考えてございます。また、先ほど転出する、社会減になりますけれども、若い女性の方々の札幌への転出が多い、またやはり都心部への転出が多いというのは、そこに就職先がないだとか、思うような就職先がないですとか、そういったところに要因もあるのかなとは思いますが、企業の支援、砂川市内の企業に元気になっていただくというのがまず取組をするべき方策だとも考えてございます。先ほどもありましたけれども、家賃が高いだとか、本当にいろいろあります。なららせていただいてから家賃支援も考えたりですとかしております、また企業が従業員に対して資格を取る、その助成制度も充実をさせていただいているところでございます。まだまだ施策としては足りない部分はたくさんありますけれども、まちが存続していく元気というのは、まちの企業が元気でなければそこには人は張りつかないと私は考えております。さらに、砂川には砂川市立病院という、そこに勤務されている方々が1,000人を超える一つの企業がございまして、そこもしっかりと存続できるような、継続できるような形でまちづくりを進めていかなければならないと考えてございます。本当に少子化、そして人口減少を止める特效薬はないかと思っておりますけれども、一つ一つの施策で人口減少を緩やかなカーブにする、またさらには脱却に向けて積み重ねていく、そして砂川の魅力をもって砂川に興味を持っていただくですとか、砂川に来ていただく、そのような施策に向けて今後とも取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。こうした消滅可能性自治体というのは非常に衝撃的で厳しいものになりましたけれども、この分析結果が住みよくなるさと砂川を後世に残していくためにみんなで見直すきっかけになればいいのかなと思っております。今後

とも引き続き人口減少対策の推進に向けて各種施策を積極的に取り組んでいただきたいと思います。お願いをして、終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私から議案第7号、議案第8号、議案第5号、議案第6号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び住居手当を改定するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては25ページ、議案第7号附属説明

資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第29条は、寒冷地手当の定めであり、第2項の表中「2万3,360円」を「2万6,000円」に、「1万3,060円」を「1万4,500円」に、「8,800円」を「9,800円」に改めるものであります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中「100分の122.5」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、同条第2項中、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額の「100分の68.75」を12月支給分について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」に、「前項の表」を「同項各号」に改めるもので、令和6年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「100分の102.5」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に、同条第2項中、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の「100分の48.75」を12月支給分について100分の2.5引き上げ、「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改めるもので、令和6年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の改正であります。4ページから13ページまでが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、29ページから50ページまで附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

26ページを御覧願います。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第29条は、寒冷地手当の定めであり、第1項中、「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削るものであります。

第33条は、期末手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を、6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の125」に。

次ページを御覧願います。第2項中、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額の「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を、6月支給分について100分の1.25引き上げ、12月支給分について100分の1.25引き下げ、「100分の70」に改めるもので、令和

7年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を、6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の105」に、第2項中、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」を、6月支給分について100分の1.25引き上げ、12月支給分について100分の1.25引き下げ、「100分の50」に改めるもので、令和7年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

第39条は、住居手当の支給の範囲の定めであり、第1項を「住居手当は、自ら居住するため住宅を所有している職員（以下「住宅所有者」という。）又は住宅（貸間を含む。）を借り受けて家賃を支払っている職員（以下「家賃等支払者」という。）に支給する。」に改めるものであります。

次に、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の改正であります。14ページから23ページまでが改正後の令和7年度の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、51ページから71ページまで附属説明資料ナンバー3として改正後の令和7年度の給料と改正後の令和6年度の給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

附則として、第1項及び第2項は施行期日であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第1の給料表の改正であります。全ての級の号俸について給料月額を改めるものであります。

なお、3ページ及び4ページが改正後の給料表となっております。

附則として、第1項は施行期日等であり、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第3項及び第4項は、フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の報酬に関する特例であり、第3項は、令和6年11月30日までに退職し、かつ同年12月1日時点で在職していないフルタイム会計年度任用職員の同年4月1日から同年11月30日までの給料の支給は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであり、第4項は、令和6年11月30日までに退職し、かつ同年12月1日時点で在職していないパートタイム会計年度任用職員の同年4月1日から同年11月30日までの報酬の支給は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の100分の225を100分の10引き上げ、100分の235に、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の113を100分の5引き上げ、100分の118に、在職期間が3か月未満の100分の58を100分の3引き上げ、100分の61に改めるもので、令和6年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の100分の225を100分の5引き上げ、100分の230に、次ページに進みまして、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の113を100分の2引き上げ、100分の115に、在職期間が3か月未満の100分の58を100分の2引き上げ、100分の60に、前のページに戻りまして、次に12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6か月の100分の235を100分の5引き下げ、100分の230に、次ページに進みまして、在職期間が3か月以上6か月未満の100分の118を100分の3引き下げ、100分の115に、在職期間が3か月未満の100分の61を100分の1引き下げ、100分の60に改めるもので、令和7年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の225」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合には100分の225を、12月に支給する場合には100分の235」に改めるもので、令和6年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「6月に支給する場合においては100分の225を、12月に支給する場合においては100分の235」を、6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ、「100分の230」に改めるものであり、令和7年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、第1項及び第2項は施行期日等であり、第1項は、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであり、第2項は、第1条の規定による改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

第3項は、経過措置であり、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第9号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項中「100分の225」を12月支給分について100分の10引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の225を、12月に支給する場合においては100分の235」に改めるもので、令和6年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の「6月に支給する場合においては100分の225を、12月に支給する場合においては100分の235」を、6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分については100分の5引き下げ、「100分の230」に改めるものであり、令和7年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

次ページを御覧願います。附則として、この条例の施行期日等の定めとして、第1項は、

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第2項中の第1条の規定による改正後の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

経過措置の定めとして、第3条は、新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、総括質疑をさせていただきます。

まず、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、そして議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例改正に伴う影響額について市役所、市立病院それぞれにまず伺いたいと思います。1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） それでは、私から条例改正に伴う影響額についてご答弁させていただきます。

本条例の改正に伴う影響額についてでございますが、市役所常勤職員においては給料表の改定では給料の引上げ分が約3,241万4,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月の引上げ分と給料の改定に伴う6月、12月の期末、勤勉手当及び管理職手当への跳ね返し分を合わせた額が約1,934万円、さらに寒冷地手当の改正による増額分約182万9,000円を加えますと総額で5,858万3,000円となっております。このほか共済費等の事業主負担の増額分約402万9,000円を合わせますと全体で約5,761万2,000円の影響額となるものであります。

また、市役所の会計年度任用職員における影響額についてでございますが、今年度より国の指針に基づき常勤職員の給与改定の取扱いに準じた改定を行うこととしており、報酬の引上げ分が約3,726万7,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月の引上げ分とその跳ね返し分を合わせた額が約930万6,000円、このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担の増額分約50万円を合わせますと全体で約4,707万3,000円の影響額となるものであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から市立病院の状況についてご答弁申し上げます。

初めに、本条例の改正に伴う影響額についてであります。市立病院常勤職員においては給料表の改定では給料の引上げ分が約1億1,253万2,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月分の引上げ分と給与の改定に伴う6月、12月の期末勤勉手当及び管理職手当等への跳ね返し分を合わせた額が8,186万6,000円、さらに寒冷地手当の改正による増額分が約676万8,000円を加えると総額で約2億116万6,000円となっております。このほか共済費等の事業主負担分の増額分約1,733万5,000円を合わせますと全体で約2億1,850万1,000円の影響額となるものであります。

また、市立病院の会計年度任用職員における影響額についてであります。今年度より国の指針に基づき常勤職員の給与改定の取扱いに準じ、改定を行うこととしており、報酬の引上げ分が約3,714万4,000円、12月期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.05月分の引上げ分とその跳ね返し分を合わせた額が約1,297万3,000円、このほか共済組合負担金及び社会保険の事業主負担分約93万1,000円を合わせますと全体で5,104万8,000円の影響となるものであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、再質問させていただきます。

ただいまのお話によりますと、やはり相当な金額の影響額があるのかな、特に病院は補正もありましたけれども、金額的にも大きなものだということが分かりました。ですが、公務員の給料が上がると一般企業も給料が上がるといようなことも言われておりますので、まずは公務員の給料が上がるといことが一番いいことではないかと思うわけなのです。

そういったところで、前年度に私も質問させていただいたところでもあるのかなとは思うのですけれども、砂川市会計年度任用職員の条例についてなのですけれども、適用期日が令和6年4月1日となっております。今まで翌年の4月1日の適用というところで、遡ってできないのかというような質問も前年度させていただいたところがございますけれども、市役所、病院、両方とも今年から給与改定が遡及適用されるということになるという理解でよろしかったのでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 まず初めに、1回目の答弁で私のほうで市役所の常勤職員における給料表の改定という部分での影響額で給料改定分と跳ね返し分、それから寒冷地手当の改正による増額分の総額のところを5,858万3,000円ということでご答弁申し上げましたが、正式には5,358万3,000円でございます。訂正しておわび申し上げます。

今ほどご質疑のありました会計年度任用職員に対する給与改定の遡及適用の関係ということでございますが、会計年度任用職員につきましては年度単位で任用されている職であるということで任用時に報酬などの勤務条件を通知していることから、これまで本市では年度途中で人事院勧告により常勤職員の給料月額が増減したとしても同一会計年度内には変更を行わずに翌年度から変更する取扱いとしていたところでありました。しかし、昨年4月、国において非常勤職員の給与に関し常勤職員との均衡をより一層確保することを目的に非常勤職員の給与に関する指針といったものが改正されまして、またさらには昨年5月には総務省から常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてということで、改定された常勤職員の給与の種類、その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようにということで技術的な助言も受けているところでありました。

本市におきましては、今年度からは国のこういった方針に準拠することとし、会計年度任用職員に係る給与改定を令和6年4月1日からの適用、いわゆる遡及適用を実施するとしたところでございます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 市立病院側の会計年度任用職員の給与改定の遡及適用ということでございますが、今ほど総務部長から詳しい説明がありましたが、市立病院についても市役所の取扱いと同様に国の方針に準拠することとしておりますので、令和6年4月1日からの適用、いわゆる遡及適用を実施するとしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 会計年度任用職員の方々は昨年私が質問させていただいたときも年間の勤務日数を計算しているというようなところでなかなか難しいというふうなお話がありましたけれども、今回遡及適用することに当たってご苦労があったのかなと思うのですけれども、やはり物価高騰ですし、会計年度任用職員の方々は苦労されている部分もあるのかなと思いますので、本当にこれは評価に値することだと思います。今後も職員の方々が働きやすい環境づくり等も含めて取り組んでいていただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで一括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第3、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の佐藤正一郎氏の任期が令和7年3月末をもって満了することになりますので、後任といたしまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます塩澤滝子氏を推薦したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 多比良和伸君 これより、諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定しました。

◎日程第4 報告第2号 監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで一括質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。

令和6年第4回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 39 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月12日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員